

障害者福祉課
子ども政策課

議案第11号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正を踏まえ、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年港区条例第51号）の一部を改正します。

1 改正理由

家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、改正児童福祉法において里親支援センターが新たに児童福祉施設として位置付けられ、里親支援センターの設備の基準等を定めるため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されました。これを踏まえ、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 新たに児童福祉施設として位置付けられた里親支援センターの設備の基準等を定めます。
- (2) 類型が一元化された児童発達支援センターの設備の基準等を定めます。
- (3) 母子生活支援施設等の長が自立支援計画を策定するに当たっては、母子等の意見又は意向を勘案することを義務付けます。
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、用語を変更します。
例) 婦人相談所 → 女性相談支援センター

3 施行期日

令和6年4月1日

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第九章 (略)</p> <p>第十章 児童発達支援センター(第七十二条―第七十五条)</p> <p>第十一章 削除</p> <p>第十二章～第十四章 (略)</p> <p>第十五章 里親支援センター(第九十九条―第一百四条)</p> <p>第十六章 雑則(第一百五條・第一百六条)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第三条 最低基準は、児童福祉施設の入所者(以下「入所者」という。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章 (略)</p> <p>第十章 福祉型児童発達支援センター(第七十二条―第七十五条)</p> <p>第十一章 医療型児童発達支援センター(第七十六条―第七十八条)</p> <p>第十二章～第十四章 (略)</p> <p>第十五章 雑則(第九十九条・第一百条)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第三条 最低基準は、児童福祉施設の入所者(以下「入所者」という。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>(中略)</p>

(安全計画の策定等)

第七条の二 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(中略)

(入所者及び職員の健康診断)

第十六条 児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。次項及び第三項において同じ。）の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に定める健康診断に準じて行わなければならない。

2～4 (略)

(安全計画の策定等)

第七条の二 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(中略)

(入所者及び職員の健康診断)

第十六条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項及び第三項において同じ。）の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に定める健康診断に準じて行わなければならない。

2～4 (略)

(中略)

(自立支援計画の策定)

第三十一条 乳児院の長は、第二十九条第一項の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該乳幼児の意見又は意向、当該乳幼児やその家庭の状況等を勘案し、自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(中略)

(関係機関との連携)

第三十三条 乳児院の長は、入所している乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たっては、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接な連携を図らなければならない。

(中略)

(関係機関との連携)

(中略)

(自立支援計画の策定)

第三十一条 乳児院の長は、第二十九条第一項の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、当該乳幼児やその家庭の状況等を勘案し、自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(中略)

(関係機関との連携)

第三十三条 乳児院の長は、入所している乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たっては、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接な連携を図らなければならない。

(中略)

(関係機関との連携)

第四十一条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活支援に当たっては、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センターその他の関係機関と密接な連携を図らなければならない。

(中略)

(関係機関との連携)

第六十条 児童養護施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接な連携を図らなければならない。

第八章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第六十一条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

第四十一条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活支援に当たっては、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関と密接な連携を図らなければならない。

(中略)

(関係機関との連携)

第六十条 児童養護施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接な連携を図らなければならない。

第八章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第六十一条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

11 (略)	<p>イ 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</p> <p>ロ (略)</p> <p>四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</p> <p>五 主として肢体不自由(法第六条の二の二第二項に規定するものをいう。以下同じ。)のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>イ 支援室及び屋外遊戯場</p> <p>ロ (略)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第六十二条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 福祉型障害児入所施設には、心理支援を行う必要があると認められる児童五人以上に心理支援を行う場合にあつては心理担当職員を、職業指導を行う場合にあつては職業指導員を置かなければならない。</p> <p>10 心理担当職員の資格については、第二十七条第五項の規定を準用する。</p>
-----------	---

11 (略)	<p>イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</p> <p>ロ (略)</p> <p>四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</p> <p>五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>イ 訓練室及び屋外訓練場</p> <p>ロ (略)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第六十二条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 福祉型障害児入所施設には、心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合にあつては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあつては職業指導員を置かなければならない。</p> <p>10 心理指導担当職員の資格については、第二十七条第五項の規定を準用する。</p>
-----------	--

(中略)

(設備の基準)

第六十九条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。

二 (略)

三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の支援に必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。

四 (略)

(職員)

第七十条 (略)

2・3 (略)

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第二項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。

(中略)

(設備の基準)

第六十九条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

二 (略)

三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。

四 (略)

(職員)

第七十条 (略)

2・3 (略)

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第二項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

5・6 (略)

(中略)

第十章 児童発達支援センター

(設備の基準)

第七十二条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

5・6 (略)

(中略)

第十章 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第七十二条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- 二 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。
- 三 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
- 四 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター

2| 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3| 前二項に定めるもののほか、児童発達支援センターの設備については、区規則で定める基準を満たさなければならない。

（職員）

第七十三条 児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。

一～八 （略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める職員を置かないことができる。

一・二 （略）

三 次のイからハまでのいずれかに該当する場合 看護職員

イ 医療機関等との連携により、看護職員を当該児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

一には、指導訓練室、調理室及び便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

五| 前各号に掲げるもののほか、区規則で定める基準を満たすこと。

（職員）

第七十三条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。

一～八 （略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める職員を置かないことができる。

一・二 （略）

三 次のイからハまでのいずれかに該当する場合 看護職員

イ 医療機関等との連携により、看護職員を当該福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

ロ 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合

ハ 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合

3| 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、第一項各号に掲げる職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。ただし、前項各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める職員を置かないことができる。

4| 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

ロ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合

ハ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合

3| 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

4| 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第

- 5| 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数は、区規則で定める基準を満たさなければならない。
- 6| 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除

- 一項各号に掲げる職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める職員を置かないことができる。
- 5| 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 6| 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項第一号から第七号までに掲げる職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
- 7| 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 8| 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の員数は、区規則で定める基準を満たさなければならない。
- 9| 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除

く。)をいう。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(保護者等との連絡)

第七十四条 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導につき、協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第七十四条の二 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

(準用)

第七十五条 第六十三条第一項及び第六十四条の規定は、児童発達支援センターについて準用する。この場合において、同条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

く。)をいう。第七十七条第二項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(保護者等との連絡)

第七十四条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導につき、協力を求めなければならない。

(準用)

第七十五条 第六十三条第一項及び第六十四条の規定は、福祉型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、同条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

2| 第六十七条の規定は、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターについて準用する。

3| 第六十八条第一項の規定は、主として難聴児を通わせる福祉型児

第十一章 削除

第七十六条から第七十八条まで 削除

児童発達支援センターについて準用する。この場合において、同項中「盲ろうあの原因」とあるのは、「難聴の原因」と読み替えるものとする。

第十一章 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第七十六条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- 二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第七十七条 医療型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 医療法に規定する診療所として必要な職員
- 二 児童指導員
- 三 保育士
- 四 看護師
- 五 理学療法士又は作業療法士
- 六 児童発達支援管理責任者

2 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事

業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に障害がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第七十八条 第六十三条第一項、第六十四条、第六十八条第二項及び第七十四条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第六十四条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

(中略)

(関係機関との連携)

第八十五条 児童心理治療施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接な連携を図らなければならない。

(中略)

(関係機関との連携)

第八十五条 児童心理治療施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接な連携を図らなければならない。

(中略)

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第九十八条 (略)

2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、支援業務を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 (略)

第十五章 里親支援センター

(設備の基準)

第九十九条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第三項第三号及び第四百四条において「里親等」という。)が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第一百条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童(法第二十七条第一項第三号の

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第九十八条 (略)

2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、支援業務を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 (略)

規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、区長が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認めらるる者

3 | 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親等への支援の実施に関して、区長が前二号に該当する者と

同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、区長が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第百一条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十一条第四項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童

童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 区長が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第百二条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第百三条 里親支援センターにおける業務の質の評価等については、第三十二条の規定を準用する。この場合において、同条中「第三十七条」とあるのは、「第四十四条の三第一項」と読み替えるものとする。

(関係機関との連携)

第百四条 里親支援センターの長は、里親等への支援に当たっては、

都道府県、特別区及び市町村、児童相談所並びに里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員その他の関係機関と密接な連携を図らなければならない。

第十六章 雑則

(電磁的記録)

第一百五十五条 (略)

(委任)

第一百六条 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

第十五章 雑則

(電磁的記録)

第九十九条 (略)

(委任)

第一百条 (略)

(後略)